

議案第 125 号

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松
阪市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

松阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松
阪市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 17 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診
断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規
定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断
等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に
掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康
診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業
者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は 幼児（以下「乳幼児」とい う。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時 の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の 健康診断又は臨時の健康診断

第 23 条第 2 項中「修了した保育士」の次に「（三重県が法第 18 条の 27 第 1 項に
規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、
保育士又は三重県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士（以下「地
域限定保育士」という。））」を加える。

第 29 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 44 条第 1 項及び第 47 条第 1 項中「保育士」の
次に「（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る

地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。